

フッ素入りハミガキ粉をうがいせず口腔内に留め最終的に飲み込むことを推奨することに関する質問主意書

2019 年 5 月 8 日、NHK の番組「ガッテン」でハミガキ粉のフッ素「新ハミガキ法」という内容でフッ素について放映した。NHK はフッ素入りハミガキ粉で磨いたあと過剰分を吐き出し、うがい洗いをせず口腔内にとどめ、最終的には飲み込むことになる方法を推奨した。報道番組と違いバラエティ番組であるが、その内容は国民の関心が高く、国民をフッ素の飲み込みに誘導する番組であった。この影響でフッ素以外に多くの化学物質を含むハミガキ粉を飲み込む人が多く出る可能性がある。緊急を要する問題であり、内閣としての答弁を求める。

<p>Q1：番組に使われている映像で、フッ素入りハミガキ粉を使うスウェーデンの一家族の事例を紹介し、その後、スウェーデンの虫歯と日本の虫歯をグラフで比較し、スウェーデンで虫歯が少ないのはフッ素と磨き方であるとした。フッ素に結びつけるためわざわざ鍋やフライパンのフッ素加工で視聴者をコーティングに誘導し、歯の表面もフッ素でコーティングするとし、わざわざ模型で視覚的にフッ素の働きを連想させていく手の込んだ手法をとっていた。以下政府の承知するところをお答え願う。</p>
<p>Q(1)：フッ素が膜のように歯面をコーティングしていると模型を作成しているが、この模型で説明したように歯面をフッ素がコーティングしていることを証明した科学的根拠はあるか。あるなら出典も示されたい。</p>
<p>A(1)：お尋ねについては、個別の放送番組の内容に関するものであることから、政府としてお答えする立場にはない。</p>
<p>Q(2)：ある一家族の口をゆすがない事例を紹介し、社会全体に当てはまるかのような放映をおこなった。口腔内をゆすがないという新しい方法について、フッ素の飲み込みとそれ以外のハミガキ成分を飲み込んだ時に安全とする科学的な根拠となる論文はあるか。あるなら出典を示されたい。</p>
<p>A(2)：1-(1)及び6について述べたとおり、お尋ねについては、個別の放送番組の内容に関するものであることから、政府としてお答えする立場にはない。なお、医薬部外品である歯磨剤は、御指摘のフッ素入りのものを含め、歯を磨くことを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。</p>
<p>Q(3)：日本では食品安全委員会が平成 24 年 12 月 17 日付けで「清涼飲料水中のフッ素の規格基準改正に関わる食品健康影響評価」について答申をしている。この答申はフッ素の耐容一日摂取量を 0.05 mg/kg 体重/日としている。ハミガキ粉に含まれるフッ素の飲み込みによる耐容量はこの基準が適用されるか。されない場合の飲み込み量の安全性を確保するための耐容一日摂取量の数値を示されたい。</p>
<p>A(3)：お尋ねの「この基準が適用される」及び「飲み込み量の安全性を確保するための耐容一日摂取量の数値」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「答申」の記述は、飲料水からのフッ素の摂取における耐容一日摂取量について述べられたものであり、医薬部外品である歯磨剤に含まれるフッ素について述</p>

	<p>べられたものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。</p> <p>Q(4)：事例調査は問題の広がりを見ることができるが、フッ素の効果で虫歯が減少するという結論を導くことはできない方法である。こうした事例調査を援用してフッ素による虫歯予防効果をあるかのように錯覚させる手法は公共放送として問題ないか。</p> <p>A(4)：お尋ねの「こうした事例調査を援用して・・・錯覚させる手法」、「放送基準」、「推奨量を超える映像」、「この手法」、「視聴者を驚かすトリック的手法」等の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。</p> <p>Q(5)：スウェーデンは水道水フッ素化で裁判まで起こし、裁判所もフッ素の水道水化を止めた国で、フッ素に対しては警戒心がある国のひとつである。しかし、スウェーデンでは誰でもハミガキ粉を飲み込んでいるかのように思わせる放映になっている。こうした放映は放送基準に反していないか。</p> <p>A(5)：お尋ねの「こうした事例調査を援用して・・・錯覚させる手法」、「放送基準」、「推奨量を超える映像」、「この手法」、「視聴者を驚かすトリック的手法」等の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。</p> <p>Q(6)：科学的にフッ素の予防効果は疫学調査で減少してきており、変動が大きく効果が定まっていない。また、フッ素は安全として放映しているがフッ素歯牙症は使用量と近接した量で起きることが判明しており、米国でも問題になっている。ただの紹介から、「口腔内をゆすぐな」と踏み込んだ放映で国民は混乱している。ハミガキ後「ゆすぐな」という虫歯予防法は国も推奨するものか。もし、これを実行する視聴者がいた場合、国としてはNHKの放映内容をそのまま実行することを推奨しているのか。</p> <p>A(6)：お尋ねの「推奨する」、「規制している」及び「許している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、1-(2)について述べたとおり、医薬部外品である歯磨剤は、歯を磨くことを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。</p>
	<p>Q2：放映にハミガキ会社の研究室で試作された練りハミガキでスタッフが歯を磨く映像が出てくるが、この歯ブラシに着けられた練りハミガキは垂れ下がっておりかなりの量であった。似た形状になるようにして計測した結果3～4グラムであった。この量を見た視聴者は歯ブラシから垂れる状態で良いと、強いインパクトのある映像である。また、歯ブラシに着けられたハミガキ剤に社員研究者が「多いかな」と発言している。NHKは撮り直すことなく放映した。しかし、最初に出てくるハミガキ粉の量で、視聴者に大きな影響を与えることを承知しているはずである。このような推奨量を超える映像をそのまま</p>

<p>使うことに公共放送として問題はないのか。</p>
<p>A2：お尋ねの「こうした事例調査を援用して・・・錯覚させる手法」、「放送基準」、「推奨量を超える映像」、「この手法」、「視聴者を驚かすトリック的手法」等の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。</p>
<p>Q3：番組後半でハミガキ粉の量を増やしたほうが良いと暗示させるため、一般人の使用量が少ないことを見せ、続けてイエテボリ大学の教授に「ハミガキ粉を二センチ使う。これがとても重要です。虫歯予防に十分な効果が期待できます」と紹介している。フッ素については効果があるのかどうか議論となっているので、教授も発言に慎重さをみせ「効果が期待できる」と発言している。NHKの制作職員は巧みに発言を使い分けているが、こうした制作手法は視聴者に間違った判断を起こさせる可能性が高い。公共放送としてこの手法は許される手法か。</p>
<p>A3：お尋ねの「こうした事例調査を援用して・・・錯覚させる手法」、「放送基準」、「推奨量を超える映像」、「この手法」、「視聴者を驚かすトリック的手法」等の意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。</p>
<p>Q4：現在、一般的にハミガキ粉を2センチとしているが、歯ブラシにもブラシ部分の長いもの短いもの丸いものなどがある。国は歯みがき粉の長さを2センチと重量でなく長さで指導しているのか。</p>
<p>A4：お尋ねの「指導している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省のホームページにおいて、フッ化物配合歯磨剤の「効果的な使用方法」における「フッ化物配合歯磨剤の年齢別応用量」は、15歳以上の者がフッ化物濃度が1000ppmの歯磨剤を使用する場合、2センチメートル程度であると情報提供している。</p>
<p>Q5：フッ素コーティングという新しい思いつきに、フッ素が本当に歯面でコーティングしているのかを卵の殻にフッ素入りハミガキを塗布した実験がおこなわれている。この実験には時間経過とコントロールとしてのフッ素が添加されていないハミガキ剤およびフッ素だけという比較対象が必要である。しかし、フッ素入りハミガキとただの卵での実験であった（この実験は小学生の夏休みの宿題で行われるレベル）。こうした実験はNHKの裁量であろうが、実験としての要件を満たしていない。公共放送として、正しく評価できない実験で多くの人にフッ素はコーティング効果があると誇張された情報を流したことは法に触れる可能性がある。</p> <p>卵の殻を歯に見立てているが、卵の殻は炭酸カルシウムであり、歯のエナメル質はリン酸カルシウムを主成分としている。炭酸カルシウムは酢以外にもレモン果汁などでも簡単に溶ける。歯のエナメル質のような結晶構造を持つ場合は簡単に溶けない。こうした事実があるのに卵の殻を酢で溶かし視聴者を驚かすトリック的手法は公共放送としての裁量の範囲か。法的に問題はないか。</p>
<p>A5：お尋ねの「こうした事例調査を援用して・・・錯覚させる手法」、「放送基準」、「推奨量を超える映像」、「この手法」、「視聴者を驚かすトリック的手法」等の意味するところが</p>

<p>必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものと考えており、個別の放送番組の内容について、政府として見解を述べることは差し控えたい。</p>
<p>Q6：放映で、フッ素の危険性については 10 mg までは安全としていたが、どこから出された数値か。</p>
<p>A6：お尋ねについては、個別の放送番組の内容に関するものであることから、政府としてお答えする立場にはない。</p>
<p>Q7：放映で 12 歳以下については「口をすすがない」ということは行わないようにと条件を付記していた。12 歳以下という年齢は国が規制しているのか。</p>
<p>A7：お尋ねの「推奨する」、「規制している」及び「許している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、1-(2)について述べたとおり、医薬部外品である歯磨剤は、歯を磨くことを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。</p>
<p>Q8：放映で、インプラントのチタンについては「フッ素がインプラントに与える影響についてさまざまな研究があります。心配な方は主治医にご相談ください」と小さな記述があった。インプラントの人はフッ素についてどのような影響があるのか政府の承知するところをお答え願う。</p>
<p>A8：お尋ねの「インプラントの人はフッ素についてどのような影響があるのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医療機器として承認されている歯科用インプラントについて、フッ素による不具合の発生に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 68 条の 10 の規定に基づく報告は現時点において確認されていない。</p>
<p>Q9：ハミガキ粉には多くの化学薬剤が配合されており、それを飲み込むことを国は想定していないと考える。しかし、NHKはフッ素を口腔内に維持のためすすがないことをすすめている。こうなるとハミガキ粉の多種の化学薬剤を飲み込むことになる。国としてはハミガキ剤成分の飲み込みについて許しているのか。</p>
<p>A9：お尋ねの「推奨する」、「規制している」及び「許している」の意味するところが必ずしも明らかではないが、1-(2)について述べたとおり、医薬部外品である歯磨剤は、歯を磨くことを目的とした口腔用の外用剤であり、口腔内をゆすいで吐き出すことを行わずに、嚥下することを前提としてその製造販売の承認が行われているものではない。</p>
<p>Q10：番組中で「ラウリル硫酸ナトリウム（発泡剤）」の説明を加えている。「コーヒーや紅茶などを飲んで歯が茶色っぽくなってしまうのは着色汚れです。そういったものを浮かせて落とす力がある」と説明している。</p> <p>(1) 界面活性剤で洗剤の主成分であるラウリル硫酸ナトリウムは発泡目的で許可されているのか。</p> <p>(2) 歯の着色成分を浮かして落とすことを目的に添加を認めているのか。</p> <p>(3) 界面活性剤であるから口腔内の脂肪を落とす目的で許可しているのか。</p>
<p>A10：お尋ねの「許可されている」、「認めている」及び「許可している」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。</p>